



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 北川 鉄 工 所  
代表者名 取締役社長 北川 祐 治  
(コード番号 6 3 1 7 東証 第1部)  
問合せ先 常務取締役経営管理統括  
安 藤 攻  
T E L 0847-45-4560

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 96 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせします。

#### 記

##### (1) 変更の理由

- ①周知性の向上及び経営の合理化を図るため、公告方法について所要の変更を行なうものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- ②「会社法」(平成17年法律第86号)の施行により、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略することができるようになりましたので、迅速な意思決定を可能とするため、所要の変更を行うものであります。
- ③「会社法」(平成17年法律第86号)と「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)の施行により、機関設置等、所要の変更を行なうとともに、定款全体の見直しを実施の上、文言と条数の修正をするものであります。

##### (2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (新 設)	第 1 章 総 則 <u>(機 関)</u> 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)  <u>第 4 条</u> 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式  (発行する株式の総数)  <u>第 5 条</u> 当社の発行する株式の総数は、  30,800 万株とする。  (新 設)</p> <p>(自己株式の取得)  <u>第 6 条</u> 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>  (1 単元の株式数及び単元未満株券の不発行)  <u>第 7 条</u> 当社の 1 単元の株式の数は、  1,000 株とする。  ② 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u>  (名義書換代理人)  <u>第 8 条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u>  ② <u>名義書換代理人及びその事務取扱い場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u>  ③ <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) 及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱い場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株式に関する諸届出の受理、株券の再発行、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(公告方法)  <u>第 5 条</u> 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u>  <u>ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式  (発行可能株式総数)  <u>第 6 条</u> 当社の発行可能株式総数は、  30,800 万株とする。  (株券の発行)  <u>第 7 条</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>  (自己の株式の取得)  <u>第 8 条</u> 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>  (単元株式数及び単元未満株券の不発行)  <u>第 9 条</u> 当社の単元株式数は、1,000 株とする。  ② 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式数に係る株券を発行しない。</u>  <u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u>  (株主名簿管理人)  <u>第 10 条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u>  ② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱い場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u>  ③ <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) 、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社は、株券の種類、株式の名義書換、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株式に関する諸届出、株券の再発行、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第 10 条</u> 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第 11 条</u> 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p><u>第 12 条</u> 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 11 条</u> 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第 12 条</u> (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第 13 条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第 14 条</u> (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 15 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行なう。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第16条</u> 当会社の取締役は、20名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第17条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第18条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第19条</u> 代表取締役は、<u>取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>② 取締役会の決議により、<u>取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第17条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第18条</u> 株主総会の議事録は、<u>法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行なう。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第19条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第20条</u> (現行どおり)</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>② 取締役会は、<u>その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)  <u>第20条</u> 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に欠員、または事故があるときは<u>取締役専務が、取締役専務に事故があるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)  <u>第21条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)  <u>第22条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数で行なう。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)  <u>第23条</u> 取締役会における議事の経過の要領及び結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則)  <u>第24条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>取締役会規則</u>による。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)  <u>第23条</u> (現行どおり)</p> <p>② 取締役社長に欠員、または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)  <u>第24条</u> (現行どおり)</p> <p>② 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)  <u>第25条</u> 取締役会の決議は、<u>決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。</u></p> <p>② <u>当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p><u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)  <u>第26条</u> 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行なう。</p> <p>② <u>前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p> <p>(取締役会規定)  <u>第27条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>取締役会規定</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報 酬)</p> <p><u>第 2 5 条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (員 数)</p> <p><u>第 2 6 条</u> 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 2 7 条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>(任 期)</p> <p><u>第 2 8 条</u> 監査役の任期は、<u>就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第 2 9 条</u> 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第 3 0 条</u> 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第 3 1 条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数で行なう。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第 3 2 条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、<u>これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第 2 8 条</u> 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (員 数)</p> <p><u>第 2 9 条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 3 0 条</u> (現行どおり)</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>(任 期)</p> <p><u>第 3 1 条</u> 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第 3 2 条</u> 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第 3 3 条</u> (現行どおり)</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第 3 4 条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行なう。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第 3 5 条</u> 監査役会の議事録は、<u>法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行なう。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規則)  <u>第33条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(報酬)  <u>第34条</u> 監査役の<u>報酬</u>は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第6章 計 算  (営業年度及び決算期日)  <u>第35条</u> 当社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度末日</u>を<u>決算期日</u>とする。</p> <p>(利益配当金)  <u>第36条</u> <u>利益配当金</u>は、<u>毎決算期日最終の株主名簿</u>に記載または記録された株主または登録質権者に<u>支払う</u>。</p> <p>(中間配当)  <u>第37条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当</u>を行なうことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)  <u>第38条</u> <u>利益配当金及び中間配当金</u>は、<u>支払開始の日から起算して、満3年</u>を経過してもなお受領されないときは、当社は<u>その支払いの義務を免れる</u>。</p> <p>② 未払いの利益配当金及び中間配当金に対しては利息をつけない。</p>	<p>(監査役会規定)  <u>第36条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める<u>監査役会規定</u>による。</p> <p>(報酬等) <u>第37条</u> 監査役の<u>報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 計 算  (事業年度)  <u>第38条</u> 当社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当)  <u>第39条</u> <u>剰余金の配当</u>は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録<u>株式質権者</u>に対し<u>行なう</u>。</p> <p>(中間配当)  <u>第40条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録<u>株式質権者</u>に対し、<u>中間配当</u>を行なうことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)  <u>第41条</u> <u>剰余金の配当及び中間配当</u>は、<u>支払開始の日から満3年</u>を経過してもなお受領されないときは、当社は<u>その支払いの義務を免れる</u>。</p> <p>② (現行どおり)</p>

以 上